

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2022年9月20日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね
(以下「ファンド」という場合があります。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（5）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.20%（税抜2.0%）となっております。
詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」（注）により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

＜確定拠出年金制度に基づく申込（注）＞の場合

無手数料となります。

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（6）【申込単位】

＜通常の申込＞の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

1円以上1円単位とします。

（7）【申込期間】

2022年9月21日から2023年3月20日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（10）【払込取扱場所】

上記「（8）申込取扱場所」と同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとあります。

商品分類：追加型投信 / 海外 / 株式

属性区分：その他資産（投資信託証券：株式（一般））/ 年1回 / 北米 / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (除く日本)		
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券		欧州		
一般	年4回	アジア		
公債		オセアニア		
社債	年6回 (隔月)	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産	その他 ()			なし
（投資信託証券： 株式（一般））				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

属性区分定義

その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものとします。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- ① 圧倒的な競争力を有する企業への長期厳選投資により投資信託財産の中長期的な成長を目指すアクティブランドです。
- ② 米国の上場株式を主要投資対象とします。
- ③ 徹底した深い海外企業調査を通じて、①付加価値の高い産業、②圧倒的な競争優位性、③長期的な潮流の3つの基準を満たす「構造的に強靭な企業[®]」に長期厳選投資を行います。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 農林中金バリューアインベストメント(NVIC)より投資助言を受け、ポートフォリオを構築します。

【農林中金バリューアインベストメント(NVIC)について】

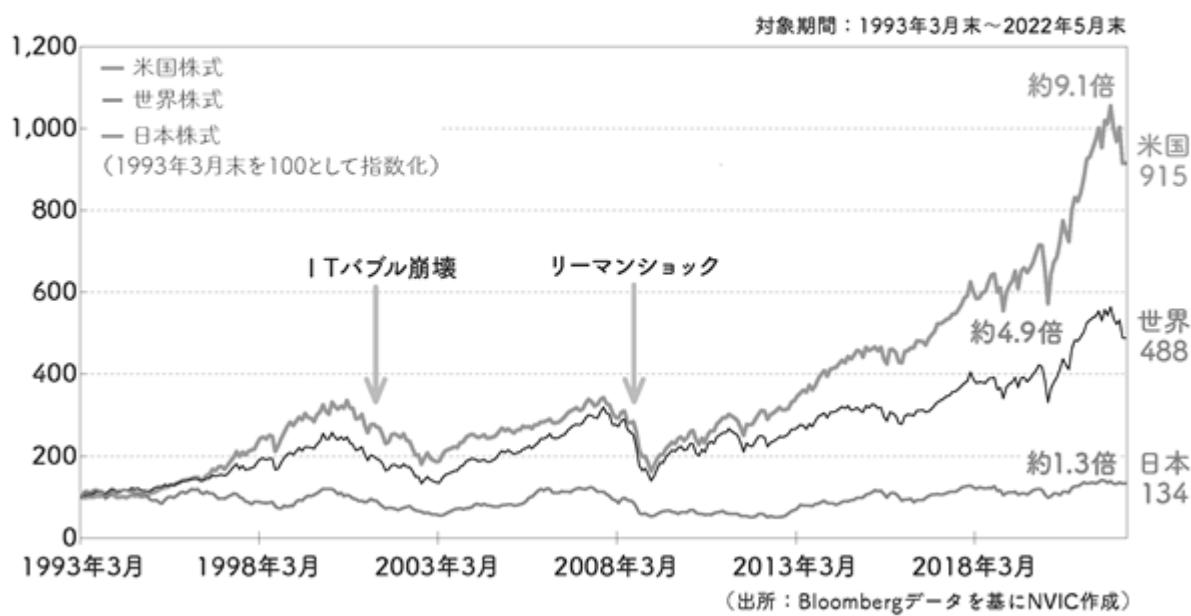
- ・農林中金バリューアインベストメント株式会社（以下、NVIC）は、農林中央金庫の子会社として、国内外の株式にかかる投資助言業務を行っております。
- ・運用メンバーは、日本において2007年から株式長期厳選投資を開始した当投資分野におけるフロントランナーの1社です。
- ・現在では、これまでに培った株式長期厳選投資ノウハウを最大限活用し、日系投資助言会社ながら米国現地企業への訪問を地道に繰り返しながら（年6回程度の米国現地訪問）、投資先候補企業を厳選することで、米国企業を対象とした株式長期厳選投資にかかる投資助言を行っています。

※上記1~5の運用は、主として米国企業価値フォーカスマザーファンドにおいて行います。

投資対象として魅力の高い米国株式

■米国株式は堅調な推移を続けています。

米国・世界・日本株式指数の長期推移



米国株式：S&P500指数（配当なし、米ドルベース）、世界株式：MSCI AC World Index（配当なし、米ドルベース）、

日本株式：TOPIX（配当なし）

※前掲の「ファンドの特色」および後掲の「投資リスク」の箇所も併せて参照ください。

- 東証株価指数(TOPIX)の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「MSCI AC World Index」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「S&P500指数」は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表、算出している指数であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P DJI)の商品です。S&P DJIは、同指数の誤り、欠落、または中断に對して一切の責任を負いません。

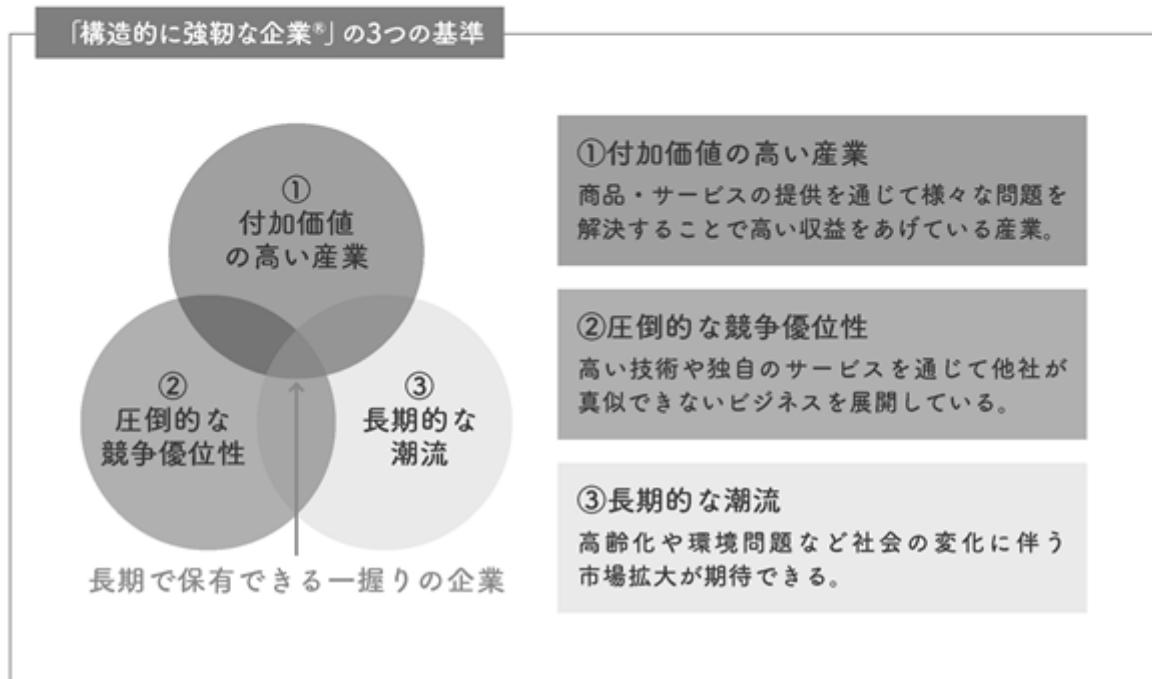
■米国企業は、以下の背景により「世界市場を収益化できる強さ」があり、長期投資に適した投資機会が豊富です。

- ・ 人口増加…米国の人団は今後も増加する見込みであり、米国市場の拡大が期待できます
- ・ 世界共通言語“英語”…コミュニケーションの壁が無いため、世界中からヒト・モノ・カネをひきつけます
- ・ 新陳代謝のある市場…米国市場は、新たな事業モデルを持った企業を次々と生み出す風土があります
- ・ グローバルなブランド力…新たな事業モデルを持った米国企業のブランド力は全世界に浸透し、世界を代表する企業となると同時に、その企業価値が増大しています

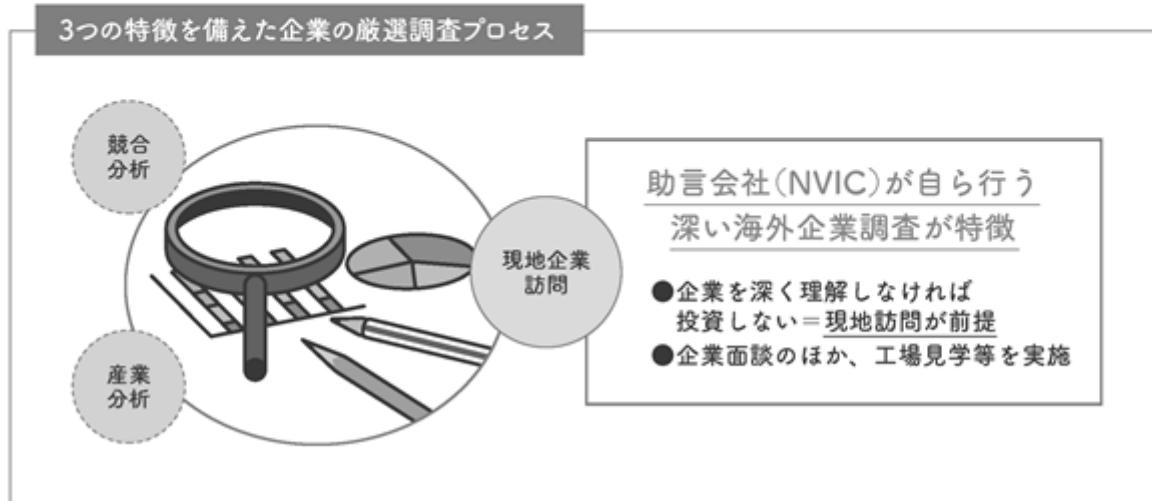
※上記は、過去の実績・状況または作成時点の見通し・分析であり、将来の市場環境の変動・傾向・数値や運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

投資のプロセス

- 高い成長が期待できる米国上場企業の中から、さらに持続的に利益を生み出すと考えられる、「構造的に強靭な企業[®]」(20~30社程度)を厳選し、長期投資を行います。
※「構造的に強靭な企業[®]」は農林中金バリューインベストメンツ(NVIC)の登録商標です。



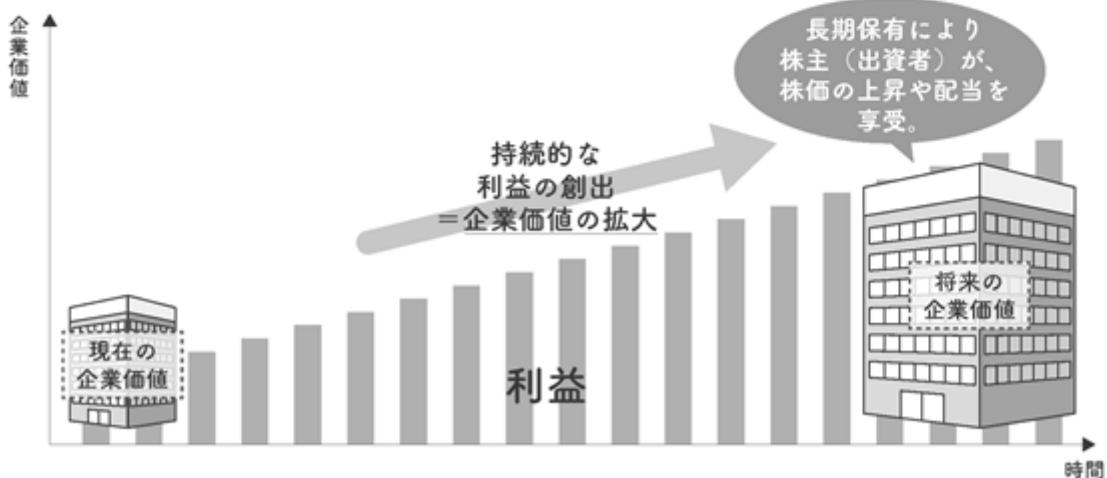
- 「構造的に強靭な企業[®]」を厳選するため、米国現地に足を運び、企業の経営者との面談や、工場などへの訪問を行い、企業の稼ぐ力とその持続性を調査・分析します。



■持続的に利益を生み出すと考えられる「構造的に強靭な企業[®]」は、会社の利益の成長とともに株価の上昇が期待できます。当ファンドは、その企業の株式を、株主（出資者）として、長期で保有します。短期的に安く買って高く売るという一般的な株式投資とは異なる投資の考え方です。



(ご参考) 利益と企業価値の関係性



■厳選された強靭な企業のみへ長期的に投資することで、持続的に増大する企業価値の恩恵（株価上昇）を享受することを目標とします。

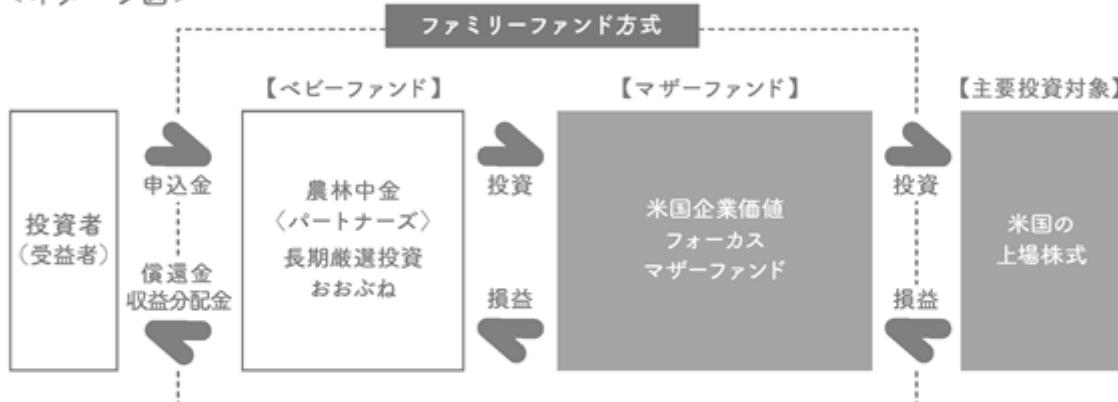
ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、「米国企業価値フォーカスマザーファンド」への投資を通じて、米国の株式等に実質的な投資を行います。

【ご参考】ファミリーファンド方式とは

- ・ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて、「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。
- ・一般的の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。

＜イメージ図＞



主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

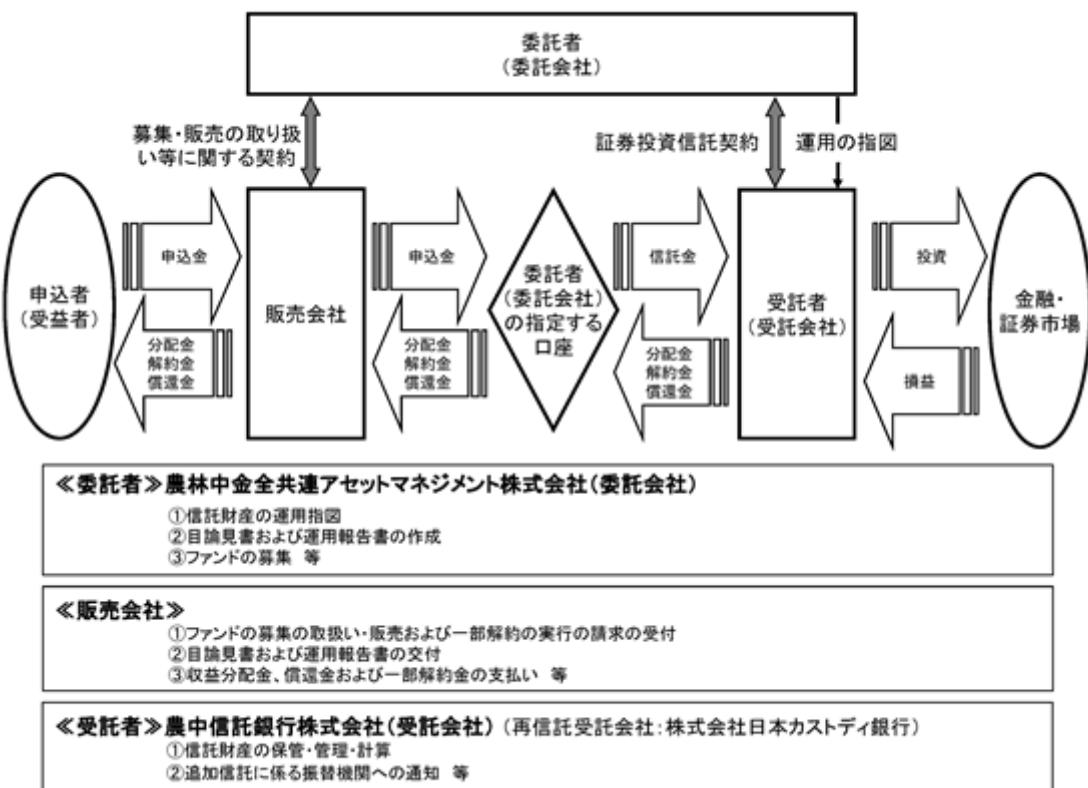
毎年6月20日(休日の場合は翌営業日)に経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2017年6月16日 有価証券届出書の提出
- 2017年7月4日 募集開始日
- 2017年7月5日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
- 2019年9月21日 ファンド名称を「農林中金<パートナーズ>米国株式長期厳選ファンド」から「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2022年7月29日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第1条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

米国企業価値フォーカスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）米国企業価値フォーカスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場されている株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）委託者は、農林中金バリューアインベストメント株式会社より投資助言を受け、ポートフォリオを構築します。

（ハ）マザーファンドの受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ニ）上場株式（マザーファンドの信託財産に属する上場株式を含みます。）の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることができます。また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。

（ホ）実質組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、農中信託銀行株式会社を受託者として締結された米国企業価値フォーカスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第2号（上記1.から上記2.）の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号（上記1.）の証券または証書および第3号（上記3.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記1.）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. コール・ローン

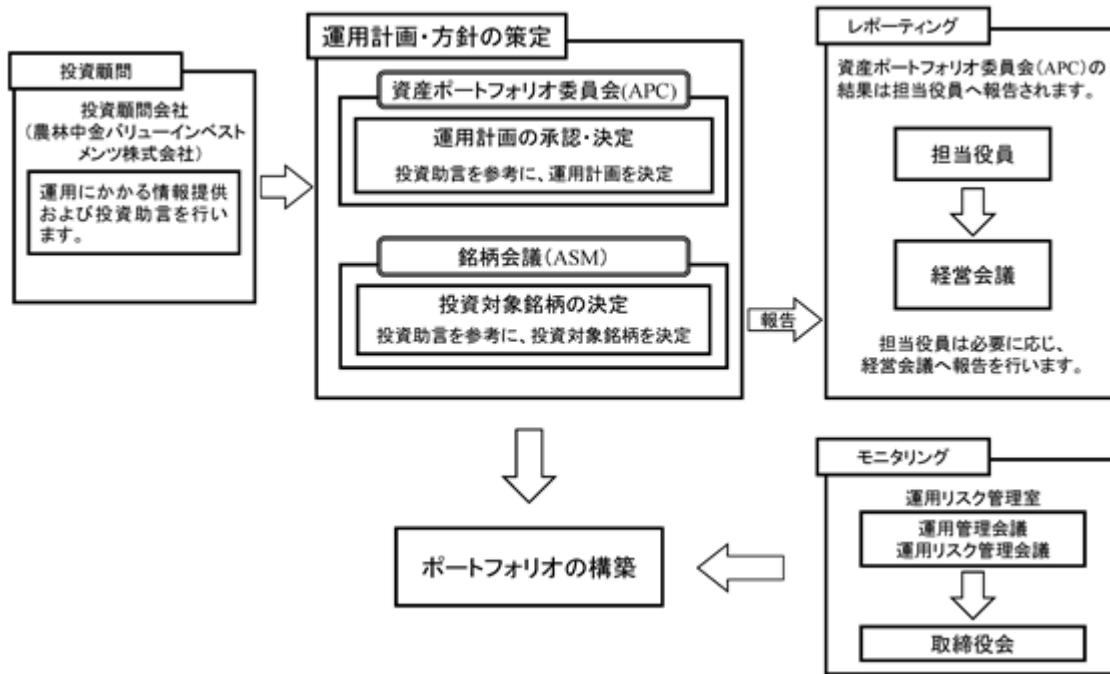
3. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

第1項（上記）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

1. 運用体制

農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶねは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	95名程度 (うち 投資判断に携わる者 80名程度)
トレーディング部	10名程度
運用リスク管理室	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびファンドの運用にかかる情報提供および投資助言を行う投資顧問会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年6月20日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第38条）

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. マザーファンドへの投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項および第5項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 同一企業の発行済み株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一企業の発行済み株式の100分の5を超える投資は行いません。

f. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社

の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項から第2項（上記から上記）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

i. 先物取引等の運用指図等（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

第1項から第3項（上記から上記）に掲げる取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合がありますが、運用の効率化を図ることを目的とし、レバレッジ等の増大を主な目的とはしません。

j. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

l. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1. および下記2.）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記1. および上記2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n. 外国為替予約の指図および範囲（約款第25条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第29条）

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

p. 再投資の指図（約款第30条）

委託者は、約款第29条（上記o.）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q. 資金の借入れ（約款第31条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

r. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

s. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「米国企業価値フォーカスマザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として米国の取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託者は、農林中金バリューアインベストメンツ株式会社より投資助言を受け、ポートフォリオを構築します。

運用にあたっては、徹底したボトムアップアプローチにより構造的に強靭な企業を見出し、当該企業の本源的価格を算出して妥当なバリュエーションレベルで長期集中投資を行います。

株式への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることができます。また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一企業の発行済み株式の5%を超える投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。** ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じことがあります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てるためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（2）その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

実質的な株式の組入比率を高位に保つとともに、原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（3）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、国別配分・業種別配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、各銘柄の保有ウエイトや業種配分が、資産ポートフォリオ委員会（APC）で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

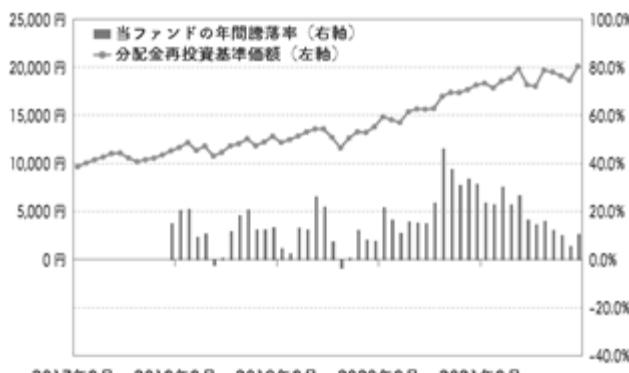
[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

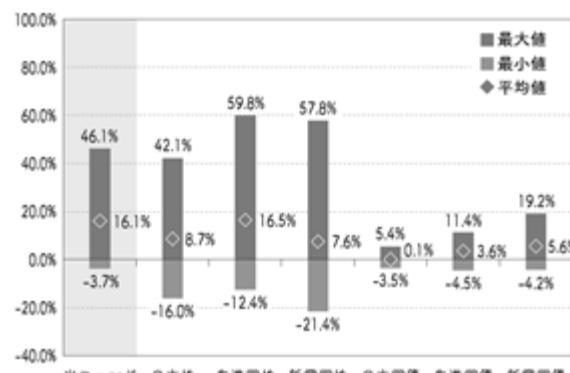
[参考情報]

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- *2017年8月～2022年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *なお、当ファンドの年間騰落率については、設定日以降で算出可能な期間のみを表示しております。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *2017年8月～2022年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。
- *なお、当ファンドの年間騰落率については、設定日以降で算出可能な期間のみを表示しております。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- *各資産クラスの指数
 - 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
 - 日本国債……NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)の指値及び同指値に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ノウハウ及び同指値に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指値で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指値で、同指値に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指値はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指値に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.20%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

無手数料となります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.99%（税抜0.9%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.50%	0.35%	0.05%	0.90%

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

（4）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

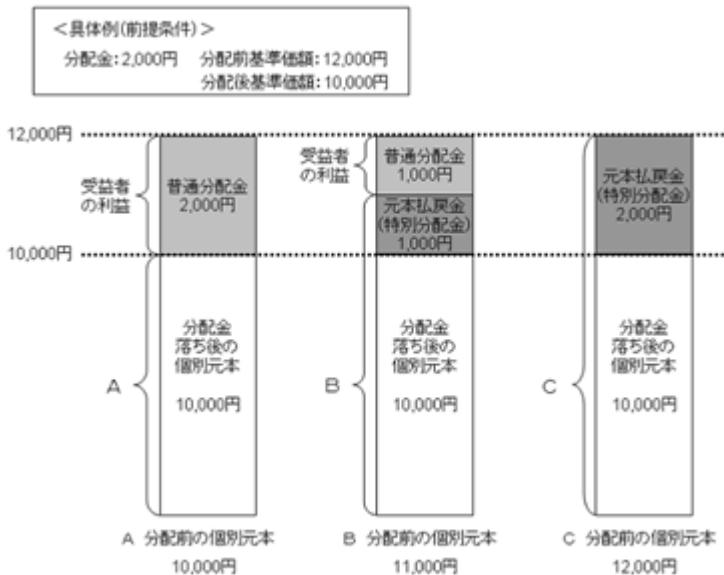
<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

『収益分配時の個別元本のイメージ図』



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2022年7月29日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

5 【運用状況】

2022年7月29日現在の運用状況は、以下のとあります。
表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。
なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	20,402,127,401	98.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		386,527,354	1.86
合計(純資産総額)		20,788,654,755	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国企業価値フォーカスマザーファンド	8,324,001,388	2.1742	18,098,043,818	2.4510	20,402,127,401	98.14

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.14
合計	98.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年 6月20日)	248,226,300	249,373,539	10,818	10,868
第2計算期間末 (2019年 6月20日)	1,793,231,749	1,803,633,185	12,068	12,138
第3計算期間末 (2020年 6月22日)	4,059,506,180	4,087,633,541	12,989	13,079
第4計算期間末 (2021年 6月21日)	10,216,836,928	10,284,125,170	16,702	16,812
第5計算期間末 (2022年 6月20日)	17,669,757,199	17,730,862,703	17,350	17,410
2021年 7月末日	11,787,107,094		17,711	
8月末日	12,590,049,064		17,894	
9月末日	12,981,701,899		17,431	
10月末日	14,005,376,057		18,115	
11月末日	14,893,056,003		18,426	
12月末日	16,400,386,882		19,357	
2022年 1月末日	15,654,336,690		17,743	
2月末日	15,965,729,439		17,577	
3月末日	18,074,650,312		19,213	
4月末日	18,055,138,296		19,030	
5月末日	18,435,221,598		18,652	
6月末日	18,806,541,285		18,123	
7月末日	20,788,654,755		19,530	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 7月 5日～2018年 6月20日	50
第2計算期間末	2018年 6月21日～2019年 6月20日	70
第3計算期間末	2019年 6月21日～2020年 6月22日	90
第4計算期間末	2020年 6月23日～2021年 6月21日	110
第5計算期間末	2021年 6月22日～2022年 6月20日	60

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	2017年 7月 5日～2018年 6月20日	8.7
第2計算期間末	2018年 6月21日～2019年 6月20日	12.2
第3計算期間末	2019年 6月21日～2020年 6月22日	8.4
第4計算期間末	2020年 6月23日～2021年 6月21日	29.4
第5計算期間末	2021年 6月22日～2022年 6月20日	4.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2017年 7月 5日～2018年 6月20日	301,749,525	72,301,546	229,447,979
第2計算期間末	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1,690,760,823	434,289,253	1,485,919,549
第3計算期間末	2019年 6月21日～2020年 6月22日	2,934,290,417	1,294,947,537	3,125,262,429
第4計算期間末	2020年 6月23日～2021年 6月21日	4,515,168,239	1,523,317,705	6,117,112,963
第5計算期間末	2021年 6月22日～2022年 6月20日	5,830,206,598	1,763,068,733	10,184,250,828

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

米国企業価値フォーカスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	36,613,447,698	92.87
	アイルランド	1,102,994,878	2.80
	小計	37,716,442,576	95.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,708,399,627	4.33
合計(純資産総額)		39,424,842,203	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,151,501,053	2.92

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	254,504	10,033.32	2,553,521,354	10,325.93	2,627,991,278	6.67
2	アメリカ	株式	MCCORMICK & COMPANY	食品・飲料・タバコ	222,444	12,827.51	2,853,403,609	11,782.41	2,620,927,144	6.65
3	アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア・娯楽	182,230	18,525.02	3,375,815,888	14,120.58	2,573,194,933	6.53
4	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	103,300	21,802.78	2,252,227,350	23,657.70	2,443,841,185	6.20
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	64,889	30,188.98	1,958,933,028	28,449.82	1,846,080,597	4.68
6	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	98,926	18,298.13	1,810,161,355	15,107.28	1,494,502,811	3.79
7	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	20,700	66,292.73	1,372,259,569	72,175.18	1,494,026,429	3.79
8	アメリカ	株式	CHURCH & DWIGHT CO INC	家庭用品・パーソナル用品	110,384	12,882.82	1,422,057,324	12,950.82	1,429,564,209	3.63
9	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	170,700	9,044.44	1,543,886,915	8,236.78	1,406,019,353	3.57
10	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	54,700	25,009.70	1,368,031,132	25,635.12	1,402,241,524	3.56
11	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	42,659	35,411.85	1,510,634,225	32,715.61	1,395,615,395	3.54

12	アメリカ	株式	FASTENAL CO	資本財	194,600	6,955.32	1,353,506,185	6,717.03	1,307,135,789	3.32
13	アメリカ	株式	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	ソフトウェア・サービス	42,100	22,972.54	967,144,043	27,771.38	1,169,175,481	2.97
14	アメリカ	株式	ROLLINS INC	商業・専門サービス	222,140	4,165.35	925,292,784	5,191.90	1,153,330,376	2.93
15	アメリカ	株式	RESMED INC	ヘルスケア機器・サービス	34,900	30,855.30	1,076,850,116	32,719.65	1,141,915,879	2.90
16	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	資本財	19,200	59,018.47	1,133,154,681	58,648.23	1,126,046,033	2.86
17	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	22,100	50,668.55	1,119,774,957	50,423.55	1,114,360,674	2.83
18	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	45,100	26,048.38	1,174,781,988	24,535.36	1,106,544,948	2.81
19	アメリカ	株式	VERISK ANALYTICS INC	商業・専門サービス	43,522	25,427.82	1,106,669,974	25,375.33	1,104,385,160	2.80
20	アイルランド	株式	STERIS PLC	ヘルスケア機器・サービス	36,400	30,265.48	1,101,663,612	30,302.05	1,102,994,878	2.80
21	アメリカ	株式	COPART INC	商業・専門サービス	64,700	16,081.85	1,040,496,129	16,929.89	1,095,364,511	2.78
22	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	49,753	24,320.38	1,210,011,868	21,937.39	1,091,451,049	2.77
23	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	60,600	17,920.29	1,085,969,823	17,648.71	1,069,512,256	2.71
24	アメリカ	株式	ILLINOIS TOOL WORKS	資本財	25,856	28,949.41	748,516,067	27,393.13	708,276,899	1.80
25	アメリカ	株式	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケイエンス	4,036	186,951.36	754,535,691	174,853.00	705,706,731	1.79
26	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	58,988	12,496.14	737,122,605	11,898.17	701,849,718	1.78
27	アメリカ	株式	DEERE & CO	資本財	15,471	49,896.30	771,945,735	44,640.71	690,636,491	1.75
28	アメリカ	株式	MSCI INC	各種金融	9,300	69,546.25	646,780,185	63,844.17	593,750,845	1.51

口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)	
株式	外国	素材	6.31	
		資本財	15.06	
		商業・専門サービス	8.50	
		耐久消費財・アパレル	3.79	
		メディア・娯楽	6.53	
		小売	3.57	
		食品・生活必需品小売り	3.79	
		食品・飲料・タバコ	6.65	
		家庭用品・パーソナル用品	3.63	
		ヘルスケア機器・サービス	5.69	
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.31	
		各種金融	4.33	
		ソフトウェア・サービス	7.65	
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.67	
半導体・半導体製造装置			6.20	
合計			95.67	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2209	買建	42	米ドル	8,189,370	1,102,371,096	8,554,350	1,151,501,053	2.92

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績 (2022年7月末現在)

2022年7月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2018年6月20日	50円
2期 2019年6月20日	70円
3期 2020年6月22日	90円
4期 2021年6月21日	110円
5期 2022年6月20日	60円
設定来累計	380円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね
(資産の組入比率)

資産の種類	組入比率(%)
米国企業価値フォーカスマザーファンド	98.1
短期資産等	1.9

米国企業価値フォーカスマザーファンド
(組入上位銘柄)

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.7
2	MCCORMICK & COMPANY	食品・飲料・タバコ	6.6
3	THE WALT DISNEY CO.	メディア・娯楽	6.5
4	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	6.2
5	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	4.7
6	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	3.8
7	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	3.8
8	CHURCH & DWIGHT CO INC	家庭用品・パーソナル用品	3.6
9	TJX COMPANIES INC	小売	3.6
10	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	3.6

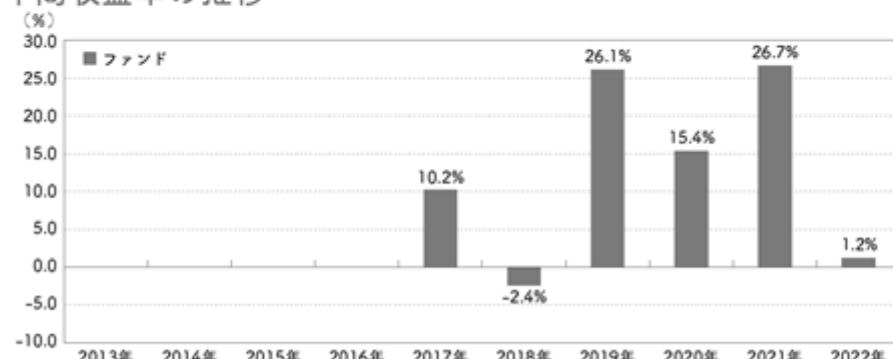
《組入上位業種》

	上位業種	組入比率(%)
1	資本財	15.1
2	商業・専門サービス	8.5
3	ソフトウェア・サービス	7.6
4	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.3
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.7
6	食品・飲料・タバコ	6.6
7	メディア・娯楽	6.5
8	素材	6.3
9	半導体・半導体製造装置	6.2
10	ヘルスケア機器・サービス	5.7

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間收益率の推移



・当ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2017年は設定日(7月5日)から年末までの騰落率、2022年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

<通常の申込>の場合

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

<通常の申込>の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

1円以上1円単位とします。

（4）申込手数料

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.20%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

無手数料となります。

（5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

<通常の申込>の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（2）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）もしくは金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「おおぶね」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

- a. この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。
ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2018年6月20日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第45条）

委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合におい

て、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(口) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第46条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第47条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第50条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(二) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第49条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第46条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第50条の規定にしたがいます。

(口) 信託約款の変更等（約款第50条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記 の事項（上記 の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

上記 の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から上記 までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から上記 の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第48条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

f. 公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託者は上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記および上記に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（口）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第51条）

この信託は、受益者が約款第43条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(木) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については約款第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第40条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第40条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第39条））

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2021年 6月22日から2022年 6月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2021年 6月21日現在	第5期 2022年 6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	623,044,688	419,806,608
親投資信託受益証券	9,734,973,679	17,403,830,232
流動資産合計	10,358,018,367	17,823,636,840
資産合計	10,358,018,367	17,823,636,840
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,288,242	61,105,504
未払解約金	32,363,829	8,965,450
未払受託者報酬	2,294,543	4,628,604
未払委託者報酬	39,007,173	78,686,258
未払利息	1,211	705
その他未払費用	226,441	493,120
流動負債合計	141,181,439	153,879,641
負債合計	141,181,439	153,879,641
純資産の部		
元本等		
元本	6,117,112,963	10,184,250,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	4,099,723,965	7,485,506,371
（分配準備積立金）	1,426,051,946	1,099,365,799
元本等合計	10,216,836,928	17,669,757,199
純資産合計	10,216,836,928	17,669,757,199
負債純資産合計	10,358,018,367	17,823,636,840

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第4期 自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日	第5期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日
営業収益		
受取利息	9,316	13,305
有価証券売買等損益	1,659,638,305	351,856,553
営業収益合計	1,659,647,621	351,869,858
営業費用		
支払利息	137,096	142,249
受託者報酬	3,776,095	8,220,634
委託者報酬	64,193,481	139,750,735
その他費用	232,939	493,120
営業費用合計	68,339,611	148,606,738
営業利益又は営業損失()	1,591,308,010	203,263,120
経常利益又は経常損失()	1,591,308,010	203,263,120
当期純利益又は当期純損失()	1,591,308,010	203,263,120
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	260,904,208	194,914,981
期首剰余金又は期首次損金()	934,243,751	4,099,723,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,464,223,277	4,689,051,778
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,464,223,277	4,689,051,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	561,858,623	1,250,512,007
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	561,858,623	1,250,512,007
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	67,288,242	61,105,504
期末剰余金又は期末欠損金()	4,099,723,965	7,485,506,371

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2021年 6月22日から2022年 6月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第4期 (2021年 6月21日現在)	第5期 (2022年 6月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2021年 6月21日現在	第5期 2022年 6月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,125,262,429円	6,117,112,963円
期中追加設定元本額	4,515,168,239円	5,830,206,598円
期中一部解約元本額	1,523,317,705円	1,763,068,733円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	6,117,112,963口	10,184,250,828口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6702円 (16,702円)	1.7350円 (17,350円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日	第5期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(69,462,361円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,260,941,441円)、信託約款に規定される収益調整金(2,673,672,019円)及び分配準備積立金(162,936,386円)より、分配対象収益は4,167,012,207円(一万口当たり6,812.06円)であり、うち67,288,242円(一万口当たり110円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,406,041円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(942,098円)、信託約款に規定される収益調整金(6,386,140,572円)及び分配準備積立金(1,152,123,164円)より、分配対象収益は7,546,611,875円(一万口当たり7,410.08円)であり、うち61,105,504円(一万口当たり60円)を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日	第5期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2021年 6月21日現在	第5期 2022年 6月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第4期(自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,594,528,629
合計	1,594,528,629

第5期(自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	345,272,769
合計	345,272,769

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米国企業価値フォーカスマザーファンド	8,020,198,264	17,403,830,232	
	合計	8,020,198,264	17,403,830,232	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「米国企業価値フォーカスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「米国企業価値フォーカスマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	2021年 6月21日現在	2022年 6月20日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	673,486,304	913,605,429
コール・ローン	1,102,395,382	741,392,772
株式	26,478,171,959	32,486,243,935
未収配当金	9,540,596	15,988,837
差入委託証拠金	1,032,025,389	338,937,912
流動資産合計	29,295,619,630	34,496,168,885
資産合計	29,295,619,630	34,496,168,885
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,800,349	63,607,399
未払金	-	44,463,979
未払解約金	350,000,000	-
未払利息	2,144	1,246
流動負債合計	369,802,493	108,072,624
負債合計	369,802,493	108,072,624
純資産の部		
元本等		
元本	14,071,916,587	15,847,096,131
剰余金		
剰余金又は欠損金（）	14,853,900,550	18,541,000,130
元本等合計	28,925,817,137	34,388,096,261
純資産合計	28,925,817,137	34,388,096,261
負債純資産合計	29,295,619,630	34,496,168,885

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年 6月21日現在)	(2022年 6月20日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年 6月21日現在	2022年 6月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2020年 6月23日	2021年 6月22日
同期首先元本額	11,951,600,727円	14,071,916,587円
同期中追加設定元本額	4,702,850,941円	4,597,600,595円
同期中一部解約元本額	2,582,535,081円	2,822,421,051円
元本の内訳		
農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね	4,735,830,745円	8,020,198,264円
米国企業価値フォーカス私募ファンド・ロング型 (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	2,775,490,482円	2,813,348,504円
米国企業価値フォーカス私募ファンド・ヘッジ型 (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	2,267,862,333円	1,923,351,487円
米国企業価値フォーカス私募ファンド・ロング型 (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	4,292,733,027円	3,090,197,876円
合計	14,071,916,587円	15,847,096,131円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日に おける受益権の総数	14,071,916,587口	15,847,096,131口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.0556円 (20,556円)	2.1700円 (21,700円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日	自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年 6月21日現在	2022年 6月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

(自 2020年 6月23日 至 2021年 6月21日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	555,933,884
合計	555,933,884

(自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,926,075,383
合計	5,926,075,383

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（2021年 6月21日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	912,750,930	-	892,950,581 19,800,349
	合計	912,750,930	-	892,950,581 19,800,349

（2022年 6月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,107,612,292	-	1,044,004,893 63,607,399
	合計	1,107,612,292	-	1,044,004,893 63,607,399

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
 2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。
- 上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ECOLAB INC	48,253	148.17	7,149,647.01	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	42,959	222.79	9,570,835.61	
	DEERE & CO	13,871	322.72	4,476,449.12	
	EMERSON ELECTRIC CO	55,488	78.65	4,364,131.20	
	FASTENAL CO	181,600	48.48	8,803,968.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	49,500	179.70	8,895,150.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	23,156	178.25	4,127,557.00	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	18,000	374.71	6,744,780.00	
	COPART INC	67,700	104.95	7,105,115.00	
	ROLLINS INC	227,740	31.78	7,237,577.20	
	VERISK ANALYTICS INC	45,522	161.82	7,366,370.04	
	NIKE INC -CL B	93,426	107.34	10,028,346.84	
	THE WALT DISNEY CO.	184,930	94.34	17,446,296.20	
	TJX COMPANIES INC	173,700	56.62	9,834,894.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	23,100	446.69	10,318,539.00	
	MCCORMICK & COMPANY	178,144	82.54	14,704,005.76	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	121,184	82.13	9,952,841.92	
	RESMED INC	35,900	197.57	7,092,763.00	
	STERIS PLC	34,400	192.78	6,631,632.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	57,600	112.71	6,492,096.00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	3,736	1,097.80	4,101,380.80	
	ZOETIS INC	45,700	158.83	7,258,531.00	
	MSCI INC	9,300	386.71	3,596,403.00	
	S&P GLOBAL INC	22,800	319.93	7,294,404.00	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	42,200	172.13	7,263,886.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	64,889	190.01	12,329,558.89	
	AMPHENOL CORP-CL A	238,504	62.90	15,001,901.60	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	99,900	150.20	15,004,980.00	
米ドル 小計		2,203,202		240,194,040.19 (32,486,243,935)	
合計		2,203,202		32,486,243,935 (32,486,243,935)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 28銘柄	94.5%	100.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

農林中金 <パートナーズ> 長期厳選投資 おおぶね

（2022年 7月29日現在）

資産総額	20,842,987,967円
負債総額	54,333,212円
純資産総額（ - ）	20,788,654,755円
発行済口数	10,644,350,701口
1万口当たり純資産額（ / ）	19,530円

（参考）

米国企業価値フォーカスマザーファンド

純資産額計算書

（2022年 7月29日現在）

資産総額	40,527,213,531円
負債総額	1,102,371,328円
純資産総額（ - ）	39,424,842,203円
発行済口数	16,085,363,682口
1万口当たり純資産額（ / ）	24,510円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2022年7月29日現在)

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2)委託会社等の機構

a.委託会社等の機構(委託会社等の意思決定機構)

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b.運用プロセス(投資運用の意思決定機構)

運用に関する会議等

1.投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2.資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3.銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4.運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

5.運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1.運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2022年7月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	261本	4,396,296百万円
公社債投資信託	83本	371,700百万円
合計	344本	4,767,997百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
		金額 (千円)	金額 (千円)		
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	14,672,714		3,147,271	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		1,168		33,575	
1年内償還予定のその他の関係会社有価証券		1,000,000		1,000,000	
立替金	1	-		40,418,740	
前払費用		157,164		296,359	
未収委託者報酬		1,807,353		2,043,613	
未収運用受託報酬	1	162,310		2,409,291	
未収投資助言報酬	1	115,889		616,280	
未収収益		453		365	
その他		58,455		62,975	
流動資産計		18,075,509		50,128,473	
固定資産					
有形固定資産			199,789		208,271
建物	2	112,748		104,560	
器具備品	2	87,040		95,075	
建設仮勘定		-		8,635	
無形固定資産			6,940		6,269
商標権		4,545		3,875	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産		3,463,082			2,334,916
投資有価証券		1,107,341		654,731	
その他の関係会社有価証券		2,000,000		1,000,000	
長期差入保証金		140,940		284,060	
長期前払費用		3,828		2,572	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		204,272		386,850	
固定資産計		3,669,811			2,549,457
資産合計		21,745,321			52,677,930

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
借入金	1		-		28,400,000
預り金			1,626,988		913,572
未払金			690,434		1,425,372
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		661,665		1,414,791	
その他未払金		25,622		7,434	
未払費用			241,043		200,231
未払法人税等			357,979		2,889,055
未払消費税等			58,344		1,144,493
賞与引当金			237,652		332,279
流動負債計			3,212,443		35,305,006
固定負債					
退職給付引当金			232,053		240,550
役員退任慰労引当金			39,300		17,500
固定負債計			271,353		258,050
　　負債合計			3,483,796		35,563,056
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		1,466,400
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		-	-
資本剰余金計			1,500,000		
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		13,202,783		15,502,635	
別途積立金		11,205,000		8,538,121	
繰越利益剰余金		1,997,783		6,964,514	
利益剰余金計			13,276,823		15,576,675
株主資本計			18,196,823		17,043,075
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			64,701		71,798
評価・換算差額等計			64,701		71,798
　　純資産合計			18,261,524		17,114,873
　　負債純資産合計			21,745,321		52,677,930

(2) 【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
		金額 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		8,346,111	8,662,282
運用受託報酬		687,942	6,906,006
投資助言報酬		283,839	5,021,561
その他営業収益		43	-
営業収益計	1	9,317,937	20,589,849
営業費用			
支払手数料		1,312,184	1,284,554
広告宣伝費		4,459	25,851
調査費		2,030,778	4,589,492
調査費		618,388	908,553
委託調査費		1,410,360	3,677,597
図書費		2,029	3,341
委託計算費		352,704	406,318
営業雑経費		115,648	141,882
通信費		33,050	42,916
印刷費		54,123	59,864
協会費		15,172	12,773
諸会費		1,851	2,180
その他営業雑経費		11,450	24,146
営業費用計		3,815,776	6,448,099
一般管理費			
給料		1,597,941	2,314,181
役員報酬		83,365	118,226
役員賞与		-	250
給料・手当		1,033,043	1,524,985
賞与		232,980	328,639
賞与引当金繰入額		237,652	332,279
役員退任慰労引当金繰入額		10,900	9,800
福利厚生費		194,748	281,385
交際費		718	3,101
旅費交通費		611	4,757
租税公課		100,962	181,041
不動産賃借料		175,566	235,876
役員退任慰労金		3,400	3,300
退職給付費用		47,133	74,445
固定資産減価償却費		35,574	104,378
業務委託費		421,661	705,179
諸経費		210,941	275,839
一般管理費計		2,789,262	4,183,487
営業利益		2,712,898	9,958,262

区分	注記番号	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金		5,816		20,755	
有価証券利息	1	3,113		1,962	
受取利息		102		88	
投資有価証券売却益		-		71,904	
投資有価証券償還益		4,502		173	
その他		96		165	
営業外収益計		13,632		95,048	
営業外費用					
支払利息	1	1,533		8,210	
投資有価証券売却損		6,544		62,414	
投資有価証券償還損		16,497		5,994	
その他		335		403	
営業外費用計		24,910		77,022	
経常利益		2,701,620		9,976,288	
特別損失					
固定資産除却損	2	1,413		102	
特別損失計		1,413		102	
税引前当期純利益		2,700,207		9,976,186	
法人税、住民税及び事業税		825,177		3,197,366	
法人税等調整額		15,633		185,695	
法人税等合計		809,543		3,011,671	
当期純利益		1,890,664		6,964,514	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

項目	資本金	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	3,420,000	1,500,000		1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559
当期変動額								
新株の発行								
資本金から剰余金への振替								
準備金から剰余金への振替								
剰余金の配当						1,307,400	1,307,400	
別途積立金の積立						1,200,000	1,200,000	
別途積立金の取崩								
当期純利益						1,890,664	1,890,664	
自己株式の取得								
自己株式の消却								
利益剰余金から資本剰余金への振替								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計						1,200,000	616,735	583,264
当期末残高	3,420,000	1,500,000		1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823

(単位:千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		17,613,559	24,667	24,667	17,588,892
当期変動額					
新株の発行					
資本金から剰余金への振替					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当		1,307,400			1,307,400
別途積立金の積立					
別途積立金の取崩					
当期純利益		1,890,664			1,890,664
自己株式の取得					
自己株式の消却					
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			89,368	89,368	89,368
当期変動額合計		583,264	89,368	89,368	672,632
当期末残高		18,196,823	64,701	64,701	18,261,524

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	3,420,000	1,500,000		1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金への振替	1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金への振替		1,500,000		1,500,000				
剰余金の配当							1,512,732	1,512,732
別途積立金の積立						400,000	400,000	
別途積立金の取崩						3,066,878	3,066,878	
当期純利益							6,964,514	6,964,514
自己株式の取得								
自己株式の消却			6,605,530	6,605,530				
利益剰余金から資本剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			3,151,930	3,151,930
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,953,599	1,500,000		1,500,000		2,666,878	4,966,731	2,299,852
当期末残高	1,466,400				74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675

（単位：千円）

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金への振替					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当		1,512,732			1,512,732
別途積立金の積立					
別途積立金の取崩					
当期純利益		6,964,514			6,964,514
自己株式の取得	6,605,530	6,605,530			6,605,530
自己株式の消却	6,605,530				
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			7,096	7,096	7,096
当期変動額合計		1,153,747	7,096	7,096	1,146,650
当期末残高		17,043,075	71,798	71,798	17,114,873

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2~18年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当期財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準19項、時価算定会計基準適用指針第27-2項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当期財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。		1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。	
預金 14,416,599千円		預金 2,982,931千円	
立替金 - 千円		立替金 40,418,740千円	
未収運用受託報酬 - 千円		未収運用受託報酬 2,222,326千円	
未収投資助言報酬 115,889千円		未収投資助言報酬 616,280千円	
借入金 - 千円		借入金 28,400,000千円	
2 有形固定資産の減価償却累計額		2 有形固定資産の減価償却累計額	
建物 96,194千円		建物 131,712千円	
器具備品 125,400千円		器具備品 150,993千円	
合計 221,595千円		合計 282,706千円	

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
営業収益 283,839千円		営業収益 11,067,606千円	
有価証券利息 3,113千円		有価証券利息 1,962千円	
支払利息 1,506千円		支払利息 8,210千円	
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物 829千円		建物 - 千円	
器具備品 583千円		器具備品 102千円	
合計 1,413千円		合計 102千円	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
A種優先株式（株）	-	-	-	-
B種優先株式（株）	-	-	-	-
合計（株）	53,400	-	-	53,400
自己株式				
普通株式（株）	-	-	-	-
A種種類株式（株）	-	-	-	-
合計（株）	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	利益剰余金	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	利益剰余金	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	38,400	-	9,072	29,328
A種種類株式（株）	15,000	-	15,000	-
A種優先株式（株）	-	1	-	1
B種優先株式（株）	-	1	-	1
合計（株）	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式（株）	-	9,072	9,072	-
A種種類株式（株）	-	15,000	15,000	-
合計（株）	-	24,072	24,072	-

- (注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。
- 2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。
- 3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	利益剰余金	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	利益剰余金	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(リース取引関係)

前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	1,106,823	1,106,823	-
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	3,000,000	3,003,075	3,075
資産計	4,106,823	4,109,898	3,075

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んであります。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	686,620	686,620	-
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	2,000,000	2,001,350	1,350
資産計	2,686,620	2,687,970	1,350

（*）「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んであります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	686,620	-	686,620
資産計	-	686,620	-	686,620

(2) 時価で貸借対照表計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	-	2,001,350	-	2,001,350
資産計	-	2,001,350	-	2,001,350

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金	14,672,707	-	-	-
未収委託者報酬	1,807,353	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,168	345,171	224,049	84,930
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	1,000,000	2,000,000	-	-
合計	17,481,229	2,345,171	224,049	84,930

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金	3,147,271	-	-	-
立替金	40,418,740	-	-	-
未収委託者報酬	2,043,613	-	-	-
未収運用受託報酬	2,409,291	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	33,575	85,544	89,763	15,952
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	1,000,000	1,000,000	-	-
合計	49,052,491	1,085,544	89,763	15,952

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,400,000	-	-	-	-	-
合計	28,400,000	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,753,075	3,075
	小計	2,750,000	2,753,075	3,075
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	-
	小計	250,000	250,000	-
合計		3,000,000	3,003,075	3,075

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	1,750,000	1,751,350	1,350
	小計	1,750,000	1,751,350	1,350
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	-
	小計	250,000	250,000	-
合計		2,000,000	2,001,350	1,350

2. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	787,764	614,151	173,613
	小計	787,764	614,151	173,613
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	319,058	399,400	80,341
	小計	319,058	399,400	80,341
合計		1,106,823	1,013,551	93,271

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	530,192	410,805	119,387
	小計	530,192	410,805	119,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	156,427	172,330	15,902
	小計	156,427	172,330	15,902
合計		686,620	583,135	103,485

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおり
であります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	47,455	-	6,544
合計	47,455	-	6,544

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	488,800	71,904	62,414
合計	488,800	71,904	62,414

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	204,533	232,053
退職給付費用	30,558	36,120
退職給付の支払額	3,038	27,623
退職給付引当金の期末残高	232,053	240,550

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	232,053	240,550
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	232,053	240,550
退職給付引当金	232,053	240,550
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	232,053	240,550

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	30,558	36,120

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 56,755	ソフトウェア償却超過額 67,930
敷金償却否認 4,940	敷金償却否認 22,696
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 72,769	賞与引当金 101,744
役員退任慰労引当金 12,033	役員退任慰労引当金 5,358
退職給付引当金 71,054	退職給付引当金 73,656
その他有価証券評価差額金 24,600	その他有価証券評価差額金 4,869
未払事業税 27,467	未払事業税 139,109
その他 4,795	その他 4,056
繰延税金資産小計 278,404	繰延税金資産小計 423,407
評価性引当額 20,971	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 257,432	繰延税金資産合計 423,407
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 53,160	その他有価証券評価差額金 36,556
繰延税金負債合計 53,160	繰延税金負債合計 36,556
繰延税金資産の純額 204,272	繰延税金資産の純額 386,850
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,654,658	663,278	9,317,937

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,414,162	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,856,861	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	418,974	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
19,756,670	833,179	20,589,849

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	12,204,592	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,340,426	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払（*）	1,533	短期借入金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農林中金バリューアインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	-	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託	1,063,602	未払運用委託料	228,891

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結、役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払(注1)	8,210	短期借入金	28,400,000
							運用受託報酬の受取(注2)	6,045,161	未収投資一任報酬	2,221,441
							投資助言報酬の受取(注2)	5,021,561	未収投資助言報酬	616,280
その他の関連会社	全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区	756,537	金融業	被所有直接 33.34%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、役員の兼任	自己株式の取得(注3)	3,605,530	-	-
							投資信託購入の立替(注4)	-	立替金追加設定	40,418,740

(注1) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農中信託銀行株式会社	東京都千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託の運用助言	自己株式の取得(注)	3,000,000	-	-

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	375,771円48銭	346,097円90銭
1株当たり当期純利益金額	27,571円98銭	-銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	18,261,524	17,114,873
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,831,900	6,964,514
（うちA種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(-)
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(831,900)	(-)
（うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額）	(-)	(6,964,514)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	14,429,624	10,150,359
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	38,400	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,890,664	6,964,514
普通株主に帰属しない金額（千円）	831,900	6,964,514
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(831,900)	(-)
（うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額）	(-)	(6,964,514)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1,058,764	-
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	33,180

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

名称

農中信託銀行株式会社

資本金の額（2022年3月末日現在）

20,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

株式会社日本カストディ銀行

資本金の額（2022年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (単位：百万円) (2022年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
北海道信用農業協同組合連合会	1 96,272	
岩手県信用農業協同組合連合会	1 23,463	
茨城県信用農業協同組合連合会	1 31,499	
埼玉県信用農業協同組合連合会	1 165,600	
東京都信用農業協同組合連合会	1 131,300	
神奈川県信用農業協同組合連合会	1 203,600	
長野県信用農業協同組合連合会	1 102,528	
新潟県信用農業協同組合連合会	1 74,400	
石川県信用農業協同組合連合会	1 33,047	
岐阜県信用農業協同組合連合会	1 96,618	
静岡県信用農業協同組合連合会	1 161,300	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んであります。
愛知県信用農業協同組合連合会	1 231,402	
三重県信用農業協同組合連合会	1 68,752	
福井県信用農業協同組合連合会	1 23,373	
滋賀県信用農業協同組合連合会	1 40,700	
京都府信用農業協同組合連合会	1 4,446	
大阪府信用農業協同組合連合会	1 140,600	
兵庫県信用農業協同組合連合会	1 253,300	

和歌山県信用農業協同組合連合会	1	57,883
山口県信用農業協同組合連合会	1	35,542
徳島県信用農業協同組合連合会	1	32,500
香川県信用農業協同組合連合会	1	28,418
佐賀県信用農業協同組合連合会	1	28,129
大分県信用農業協同組合連合会	1	15,509
岩手中央農業協同組合	1	4,265
岩手江刺農業協同組合	1	2,319
仙台農業協同組合	1	3,360
みやぎ亘理農業協同組合	1	1,520
みやぎ登米農業協同組合	1	6,317
新みやぎ農業協同組合	1	10,408
いしのまき農業協同組合	1	4,560
みやぎ仙南農業協同組合	1	3,818
秋田しんせい農業協同組合	1	5,322
山形農業協同組合	1	3,960
さがえ西村山農業協同組合	1	3,667
山形あきたま農業協同組合	1	4,661
鶴岡市農業協同組合	1	1,464
庄内たがわ農業協同組合	1	4,221
ふくしま未来農業協同組合	1	16,022
福島さくら農業協同組合	1	8,967
北つくば農業協同組合	1	3,392
はが野農業協同組合	1	3,959
那須南農業協同組合	1	1,168
前橋市農業協同組合	1	4,041
高崎市農業協同組合	1	2,177
佐波伊勢崎農業協同組合	1	2,542
さいたま農業協同組合	1	8,265
あさか野農業協同組合	1	864
いりま野農業協同組合	1	5,718
埼玉中央農業協同組合	1	2,336
くまがや農業協同組合	1	2,702
ほくさい農業協同組合	1	3,137
越谷市農業協同組合	1	2,052
南彩農業協同組合	1	2,845
埼玉みずほ農業協同組合	1	1,486
さいかつ農業協同組合	1	1,833
ふかや農業協同組合	1	1,712
市川市農業協同組合	1	3,305
横浜農業協同組合	1	11,872
セレサ川崎農業協同組合	1	2,495
よこすか葉山農業協同組合	1	1,378
さがみ農業協同組合	1	5,090
湘南農業協同組合	1	3,239
秦野市農業協同組合	1	1,669
かながわ西湖農業協同組合	1	2,411
厚木市農業協同組合	1	2,457

相模原市農業協同組合	1	849
神奈川つくり農業協同組合	1	778
長野八ヶ岳農業協同組合	1	4,116
佐久浅間農業協同組合	1	6,907
信州うえだ農業協同組合	1	4,103
信州諏訪農業協同組合	1	6,290
上伊那農業協同組合	1	8,074
みなみ信州農業協同組合	1	4,407
松本ハイランド農業協同組合	1	8,782
あづみ農業協同組合	1	4,123
大北農業協同組合	1	3,100
グリーン長野農業協同組合	1	3,840
中野市農業協同組合	1	2,554
ながの農業協同組合	1	12,962
北越後農業協同組合	1	2,951
胎内市農業協同組合	1	1,307
新潟かがやき農業協同組合	2	12,859
にいがた南蒲農業協同組合	1	4,892
越後ながおか農業協同組合	1	5,325
越後おぢや農業協同組合	1	2,333
北魚沼農業協同組合	1	2,608
十日町農業協同組合	1	2,682
柏崎農業協同組合	1	3,264
えちご上越農業協同組合	1	7,611
ひすい農業協同組合	1	1,206
にいがた岩船農業協同組合	1	2,372
佐渡農業協同組合	1	2,374
新潟市農業協同組合	1	3,153
加賀農業協同組合	1	1,975
小松市農業協同組合	1	1,958
能美農業協同組合	1	1,259
金沢中央農業協同組合	1	1,062
金沢市農業協同組合	1	3,125
石川かほく農業協同組合	1	2,025
はくい農業協同組合	1	1,373
能登わかば農業協同組合	1	2,602
おおぞら農業協同組合	1	1,392
ぎふ農業協同組合	1	7,168
西美濃農業協同組合	1	4,530
いび川農業協同組合	1	1,997
めぐみの農業協同組合	1	5,022
陶都信用農業協同組合	1	1,598
東美濃農業協同組合	1	2,607
飛騨農業協同組合	1	6,436
富士伊豆農業協同組合	2	11,165
清水農業協同組合	1	2,914
静岡市農業協同組合	1	1,847
大井川農業協同組合	1	3,317

ハイナン農業協同組合	1	831
掛川市農業協同組合	1	766
遠州夢咲農業協同組合	1	3,452
遠州中央農業協同組合	1	3,243
とぴあ浜松農業協同組合	1	3,653
三ヶ日町農業協同組合	1	293
なごや農業協同組合	1	2,385
尾張中央農業協同組合	1	2,065
西春日井農業協同組合	1	155
あいち尾東農業協同組合	1	1,193
愛知北農業協同組合	1	748
愛知西農業協同組合	1	1,595
あいち海部農業協同組合	1	1,081
あいち知多農業協同組合	1	6,886
あいち中央農業協同組合	1	3,579
西三河農業協同組合	1	1,316
あいち三河農業協同組合	1	1,118
あいち豊田農業協同組合	1	1,803
愛知東農業協同組合	1	934
蒲郡市農業協同組合	1	293
ひまわり農業協同組合	1	1,403
愛知みなみ農業協同組合	1	1,321
豊橋農業協同組合	1	2,476
三重北農業協同組合	1	6,159
鈴鹿農業協同組合	1	1,555
津安芸農業協同組合	1	2,462
伊勢農業協同組合	1	6,242
伊賀ふるさと農業協同組合	1	3,779
甲賀農業協同組合	1	2,532
グリーン近江農業協同組合	1	4,470
東びわこ農業協同組合	1	3,870
北びわこ農業協同組合	1	1,850
北大阪農業協同組合	1	1,822
茨木市農業協同組合	1	1,203
大阪泉州農業協同組合	1	1,944
いづみの農業協同組合	1	2,811
堺市農業協同組合	1	1,194
大阪南農業協同組合	1	3,664
グリーン大阪農業協同組合	1	1,441
大阪中河内農業協同組合	1	4,187
北河内農業協同組合	1	2,684
大阪市農業協同組合	1	2,393
兵庫六甲農業協同組合	1	5,720
あかし農業協同組合	1	420
兵庫南農業協同組合	1	3,741
みのり農業協同組合	1	4,304
兵庫みらい農業協同組合	1	3,442
加古川市南農業協同組合	1	513

兵庫西農業協同組合	1	12,594
相生市農業協同組合	1	102
ハリマ農業協同組合	1	892
たじま農業協同組合	1	4,288
丹波ひかみ農業協同組合	1	2,184
丹波ささやま農業協同組合	1	2,096
淡路日の出農業協同組合	1	1,852
あわじ島農業協同組合	1	3,924
奈良県農業協同組合	1	9,349
わかやま農業協同組合	1	4,778
ながみね農業協同組合	1	1,993
紀の里農業協同組合	1	3,837
紀北川上農業協同組合	1	4,842
ありだ農業協同組合	1	2,092
紀州農業協同組合	1	3,815
紀南農業協同組合	1	4,826
みくまの農業協同組合	1	1,111
鳥取いなば農業協同組合	1	5,794
鳥取中央農業協同組合	1	3,656
鳥取西部農業協同組合	1	5,020
島根県農業協同組合	1	22,047
広島市農業協同組合	1	10,040
佐伯中央農業協同組合	1	1,432
広島中央農業協同組合	1	3,074
福山市農業協同組合	1	6,136
三次農業協同組合	1	1,808
山口県農業協同組合	1	16,471
徳島市農業協同組合	1	3,604
香川県農業協同組合	1	24,984
越智今治農業協同組合	1	6,373
福岡八女農業協同組合	1	3,330
宮崎中央農業協同組合	1	5,628
延岡農業協同組合	1	1,395
マイinz農業協同組合	1	1,776
県央愛川農業協同組合	1	464
越前たけふ農業協同組合	1	2,970
黒部市農業協同組合	1	1,323
山武郡市農業協同組合	1	4,727
洗馬農業協同組合	1	935
ちちぶ農業協同組合	1	1,971
埼玉ひびきの農業協同組合	1	1,959
君津市農業協同組合	1	3,797
町田市農業協同組合	1	1,006
福井県農業協同組合	1	17,429
晴れの国岡山農業協同組合	1	25,738
佐賀県農業協同組合	1	21,781
伊万里市農業協同組合	1	2,367
唐津農業協同組合	1	4,435

邑楽館林農業協同組合	1	2,933	
千葉みらい農業協同組合	1	3,088	
下野農業協同組合	1	2,019	
とうかつ中央農業協同組合	1	1,633	
東京中央農業協同組合	1	1,152	
みなみ魚沼農業協同組合	1	2,073	
大阪北部農業協同組合	1	1,639	
みえなか農業協同組合	1	5,470	
レーク滋賀農業協同組合	1	9,992	
広島北部農業協同組合	1	2,352	
長崎西彼農業協同組合	1	3,314	
長崎県央農業協同組合	1	5,739	
那須野農業協同組合	1	3,873	
もがみ中央農業協同組合	1	2,762	
庄内みどり農業協同組合	1	5,375	
市原市農業協同組合	1	2,487	
宇都宮農業協同組合	1	4,540	
鹿児島みらい農業協同組合	1	7,855	
さつま日置農業協同組合	1	1,910	
そお鹿児島農業協同組合	1	3,643	
木曽農業協同組合	1	909	
塩野谷農業協同組合	1	3,037	
足利市農業協同組合	1	1,988	
夢みなみ農業協同組合	1	5,083	
株式会社SBI証券		48,323	
岡三証券株式会社		5,000	「金融商品取引法」に定める
楽天証券株式会社		17,495	第一種金融商品取引業を営ん
松井証券株式会社		11,945	でいます。
株式会社CONNECT		4,150	
株式会社みずほ銀行		1,404,065	銀行法に基づき銀行業を営ん でいます。

1 出資金の額（2021年3月末日現在）

2 出資金の額（2022年4月1日現在）

2 【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^(注)と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は、原則として、販売会社としての業務は行っておりません。

3 【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式および議決権を有しないA種優先株式を保有しており、持株比率は66.66%、議決権保有比率は66.66%です。
なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第3【その他】

（1）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（2）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

（3）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

（4）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

（5）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2022年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 細野和也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長尾充洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 涉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶねの2021年6月22日から2022年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶねの2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。